

今傳はざればいかなるものか詳ならず。法家は明法家にて、惟宗、坂上等、明法家の撰びたる法律に關するものどもを輯録したるものならん。

延久諸司實檢繪旨

内閣一本、神宮文庫一本等、二三の寫本には、延久諸司實檢繪旨抄とあり。

後三條天皇の御代、諸司に下されたる繪旨を集めたものなり。これも今傳はらず。

五氏族

帝王系圖 一卷 舍人親王撰

日本紀を撰び給ひしをりに編修し給ひしものなり。今世に傳はりたるものあるをきかず。但し古史微開題記には、釋日本紀にのせたるもの、即ちこの系圖なるよしいへり。この書の事は、皇室御撰之研究に載せたり。

帝王系圖 一卷 菅爲長卿撰

この書、世に傳はりたるを聞かず、古書に引きたるものを見ざれば、そのさま詳ならず。著者菅原爲長は、大學頭長守の子にて、正二位、參議に進み、寛元四年、八十九歳にて薨じたる事、公卿補任に見えたり。この外文鳳抄の著あり。

帝王廣系圖 百卷 基親卿撰

廣系圖とあれば、各種の帝王系圖を以て、纂輯したるものにや。今傳はらねば詳ならねど、百卷ありといへば、御系圖のみならず。御代々々の事をも詳細に記したるものなるべし。

著者基親は、參議平親範の子にて、兵部卿、從三位となり。建永元年、五十六歳にて出家したる事、公卿補任に見えたり。

姓氏錄 萬多親王撰

下の新撰姓氏錄と同じく重出にて、群書類從本、及び一二の寫本に見えざれど、岩崎文庫本を始め、その他の諸本にこれを載せられたれば、原本にありしものなるべし。

帝王系圖 一卷 兼直宿禰抄

これも傳本の有無明ならず。但し圖書寮御藏本に、帝王系圖と題するもの一卷あり。後宇多天皇を當今として、末に「弘安四年十二月五日作之了、花押、」とあり。或はこの書の事にや。尙考ふべし。

著者兼直宿禰は、神祇大副卜部兼茂の子にて、卜部系圖に、「神祇大副長上、七朝侍讀、」とあり。

帝王系圖は、この書籍目録のみにても、上に載せたる舍人親王の御撰、及び基親の著したるものあり。上の帝紀の部中に、中原某の撰びたるものあり。世に傳はりたるものには、左の三種あり。

一 神武天皇以來の御略系にて、御歴代のみを載せたり。史料編纂所にて影寫したるものあり。原本の所在明ならず。

奥書に、弘安四年閏十月五日作之了、(花押)
とあり。後深草天皇を院とし、龜山天皇を新院とし、後宇多天皇を當今として、大覺寺殿と註したり。以て同天皇の御代になりたるものなる事を證すべし。但し後深草天皇の皇子を當今として、法皇と註したるは、伏見天皇の御事にて、その二皇子を並に當今としたるは、後伏見、花園の兩代なり。また後宇多天皇の皇子にも、當今と註したるは、後二條天皇の御事なれば、花園天皇まで、順次追記したるものなるべし。

二 神武天皇以來の御系圖にて、皇子皇女を載せたり。但し法親王、及び御出家、賜姓の皇子皇女は、特に朱線を施したり。龜山天皇を中院とし、後宇多天皇を新院としたるによれば、伏見天皇の御代になりしものなり。但し後伏見天皇を新院と記し、後二條天皇を掲げたるによれば、同御代まで、順次追記したるものなり。この書は、前田侯爵家の所藏にて、

包紙に、鎌倉莊殿院供僧十二坊之其一也所持、癸亥冬感得之、蓋云皇胤系圖者非乎、本朝書目云、菅原爲長、兼直

宿禰、各撰帝王系圖一卷、

とあり。癸亥は天和三年なり。この書は皇胤系圖として續群書類從に收めたり。

三 日本帝系圖と題して、これも、前田侯爵家の所藏なり。始に天神七代、地神五代を載せて、神武天皇以來、御歷代及び皇子皇女を掲げたり。その御出家及び賜姓の皇子皇女は、すべて朱線を以て區別したる事、上の系圖に同じ。後村上天皇を義良親王とし、崇光天皇を院としたるによれば、南北朝の時になりたるもの、如しと雖ども、鎌倉末期のものを追記したるものならんか。

四 日本帝系圖と題して、續群書類從に收めたり。神武天皇以下の御歷代をのせたり。後宇多、伏見後伏見、後醍醐の四代は、御名のみにて、御追號をあげず。また花園天皇を今上としたるによれば、後宇多天皇の御代になりなるものにて、後順次追記したるが如し。裏書の末尾に、「自承久三、辛巳至延慶三、九十年也、」とあるによれば、花園天皇の御代の始に記したるものなり。

また古書に、帝王系圖と題して、引載したるもの頗る多し。今その中より、鎌倉時代を下らざるもの四種を左に掲ぐ。

一 仁和寺所藏仁平元年七月四日の故宰相阿闍梨法文目錄に、「帝王系圖一局」とあり。いかなるものか詳ならず。

二 仁平三年に示寂したる勸修寺寛信の撰びたる帝王系圖あり。東寺長者次第に引載したり。

三 鎌倉時代の初期に、顯昭法師の著したる袖中抄、顯注密勘、萬葉時代難事等に、帝王系圖として、垂仁天皇、欽明天皇、天武天皇、平城天皇の御代の事を記したり。その他、古今集註に引きたるは、仁明天皇、醍醐天皇の御代の事を記し、桓武天皇の皇女高津内親王、文德天皇の皇女恬子内親王、宇多天皇の皇女均子内親王、及び安倍仲麻呂、小野篁等の事を記せり。袖中抄には、外に帝皇系圖として、應神天皇の御代、及び醍醐天皇の御代の事を記したるものを引きたり。これも同じきものならんか。

四 公卿補任天平寶字八年道鏡禪師の頭書に、帝王系圖として引きたるものあり。この外、尊卑分脈嵯峨源氏の條、及び河海抄夕顔の卷、花鳥餘情の末摘花の卷、若菜の卷、總角の卷等にも、帝王系圖として、欽明天皇、孝德天皇、宇多天皇の御代、及び冷泉天皇の御事等を記したるものを引きたり。是等の帝王系圖は、同名異書なりや、同じきものなりや、いづれもその一部のもの、みなれば、判別し難し。

世に傳はりたる帝王系圖、古書に引きたるあまたの帝王系圖の中には、この書籍目錄に著録したる五種の帝王系圖と同じきものもあるべしと雖も明ならず。

諸氏系圖等

諸氏の系圖等とあるは、いかなるものか、諸氏の系圖を纂修して、一部としたるものか、別々なる諸氏

の系圖なるが、明ならず。別々なるものと、纂修したるものは左の如し。

甲 諸氏の系圖の古書に見えたるは、政事要略卷二十六に、多米氏系圖をのせ、顯昭法橋萬葉時代難事、及び菅家御傳記の奥書に、菅原氏系圖を引きたり。この外、實隆公記に、宇多源氏一流系圖、二條家系圖、藤氏攝家系圖、閑院系圖等の事見え、言繼卿記に、源家系圖、四條系圖、廣橋日野系圖、廣橋一流系圖の事を載せたり。この中には、この諸氏系圖等といへるものもあるべし。

諸氏系圖の世に傳はりたるものは頗る多く、群書類從に收めたるものに、中臣氏、菅原氏、大江氏、橘氏、紀氏、小野氏、高階氏、清原氏、中原氏、小槻氏、和氣氏、丹波氏、安倍氏、加茂氏、豊原氏、巨勢氏等あり。この中には、鎌倉時代中期前のものに増補したるものもあるべし。また諸家系圖纂に收めたるものの中にも古きものあり。古寫本の中、主なるものは左の如し。

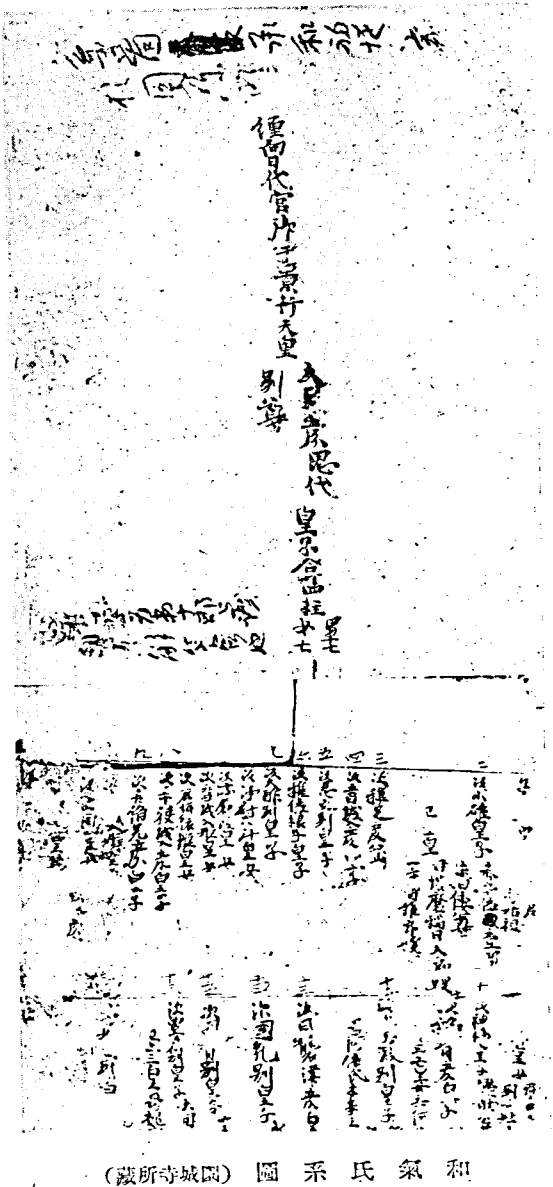
一 和氣氏系圖 園城寺の所藏にして、一卷あり。明治三十三年國寶に指定せられ、大倉象馬氏これを複寫せり。圓珍の書きたるものなれば、大師系圖とも稱して、和氣氏の義祖景行天皇より、圓珍に至る系圖を記したり。貞觀八年以後、遠からぬものにて、現存したる系圖の古寫本中、最も古し。この系圖に就いては、伴信友の和氣系圖附考あり。

二 村上源氏系圖 仁和寺の所藏にして、一卷あり。卷首缺けて、末尾に

奥書に、應司宗嗣卿以本校合了、

正和六年三月廿六日

爲自大納言法眼顯瑜幸麻呂相傳、



(藏所寺城園) 圖系氏氣和

とありて、その他、元亨元年、康永四年の奥書を載せたり。この外、田中忠三郎氏所藏村上源氏系圖の斷簡あり。鎌倉時代のものなり。

三 紀氏系圖 奈良手向山神社の所藏にして、一卷あり。

諸氏系圖等

四 菅原氏系圖 前田侯爵家の所藏にして、一卷あり。南北朝時代のものなり。

五 藤氏系圖 伏見宮家御所藏一卷あり。明應二年具注曆の裏面に記し、包紙に、「明應五年五月、以一條殿本書寫云々、」とあり。始に藤原氏の正統、及び攝關家を載せて、藤氏諸家を順次に掲げたり。

乙 諸氏の系圖を纂輯したるものは、この書籍目録より以前のものなく、古書に記したるものもあらず。實隆公記に見えたる禰家、清家、中家、菅家の系圖四卷、系圖十一冊は、別々のものか。纂輯したるものか。その時代も明ならず。上に載せたる仁和寺所藏の村上源氏系圖も、卷首缺けて明ならねど、もとは、源氏の諸流、或は諸家の系圖を纂輯したるもの一部分ならんか。前田侯爵家所藏に、日本帝皇系圖、及び藤氏、平氏、源氏、高家の系圖等を一部としたる古寫本なり。その内容によるに、南北朝の末期頃のものなり。或は鎌倉時代のもの、後人の追記したるものか明ならず。また故實叢書に收めたる尊卑分脈圖あり。編纂本朝尊卑分脈圖とも、新編纂圖本朝尊卑分脈系譜雜類要とも題せり。或は十卷とし、或は二十卷としたるもありて、分合一ならず。卷首に、「特進亞三台藤公定撰」とあり。公定は、内大臣洞院實夏の子にして、左大臣、從一位に至り、應永六年、六十歳にて薨去せり。この尊卑分脈の體裁は、仁和寺所藏村上源氏系圖、及び前田侯爵家所藏系圖と同じきによれば、蓋し尊卑分脈は、是等の諸本によりて、纂輯したるものならんか。

和氣譜

和氣清麿撰

和氣氏の家譜なり。

日本後紀に、延暦十八年二月乙未、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣清麻呂菟、
中略 清麻呂練於庶務、尤明古事、撰民部省例廿卷、于今傳焉、奉中宮教撰和氏譜奏之、帝甚善之、

と見えたるものなれど、今は亡びたり。清麿の事は、民部省例の條(一八八頁)にのせたり。

神別雜氏記

神別は、姓氏錄序に、「天神地祇之胄、謂之神別、」とあれば、高皇產靈神、大國主神以下の裔孫を記したるものなるべし。今世に傳はらず。

新撰姓氏錄

三十卷 凡一千二百八十氏、四品萬多親王、右大臣藤原園人等撰

圖書寮本(荷田在滿舊藏)神宮文庫本、内閣一本、前田一本、彰考館本、神智文庫本等、三十一卷としたるものあり。

諸氏の家系を皇別、神別、蕃別の三種となし、更に神別を天神、地祇、天孫の三種に別ち、蕃別を漢、百濟、高麗、新羅、任那に別ちて、採録せられたるものなり。各左右京、山城、大和、河内、和泉、攝津に別ち

て、卷尾に、未定雜姓をのせられたり。三十卷を三帙となし、所載の姓氏一千一百八十二氏あり。嵯峨天皇の御代、萬多親王、右大臣藤原園人、參議同緒嗣等に勅して、編纂せしめられたり。

序文に蓋聞、天孫降襲西化之時、神世伊開、書紀摩傳、神武臨夏東征之年、人物漸滋、梟帥間起、泊乎神劔下授靈鳥于飛、歸首星陳、群凶霧散、膺受明命、光宅中州、泰階平齊、海內清謐、既而謹德考功、胙土命氏、國造縣主始號於斯、垂仁撫運、惠澤彌新、舉措得中、姓氏稍分、況復任那欽風、新羅歸賚、爾來諸蕃仰德、無思不來、懷遠賜姓、是時著明、允恭御宇、萬姓紛紜、時下詔旨、盟神探湯、旨實者全、冒虛者害、自茲厥後、氏姓自定、更無詐人、涇渭別流、皇極握鏡、國記皆燔、幼弱迷其根源、狡強倍其僞籍、天智天皇儲宮也、船史惠尺奉進燼書、至庚午年、編造戶籍、人民氏骨各得其宜、自茲以降、歷代帝王、隨時改正、聯綿不絕、勝寶年中、時有恩旨聽許諸蕃、任願賜之、遂使前姓後姓文字斯同、蕃俗和俗氏族相疑、萬方庶氏、陳高貴之枝葉、三韓蕃賓、稱日本之神胤、時移人易、罕知而言、寶字之末、其爭猶繁、仍聚名儒撰氏族志、抄案弗半、逢時有難、諸儒解體、輟而不興、皇統彌照聖明、生而叡哲、自體性仁、威被日出之崖、德光月朏之域、停燧廢關、文軌爲一、慮周品物、思切正名、廼降絲綸、撰勘本系、紺帙未畢、鳳輿登遐、天朝至明紹脩前業、至聖垂眷後謀、爰詔中務卿四品臣萬多親王、右大臣從二位兼行皇太弟傳臣藤原朝臣園人、參議正四位下行陰陽頭臣阿倍朝臣眞勝、從五位上行尾張守臣三原朝臣弟平、從五位上行大外記兼因幡介臣上毛野朝臣頴人等、追慕前志、推弘此文、開書府之秘藏、尋諸氏之

苑丘、臣等歷覽古記、博觀舊史、文駁辭踳、音訓組雜、會釋一事、還作楯矛、構合兩說、則有抵吾、新進本系多違故實、或錯綜兩氏、混爲一祖、或不知源流、倒錯祖次、或迷失己祖、過入他氏、或巧入他氏、以爲己祖、新古煩亂不易芟夷、彼此謬錯不可勝數、是以雖欲成之不日、而猶十歲於茲、京畿本系未進過半、今依見進以類銓矣、本其元生則有三體、跡其群分則有三例、天神地祇之胄、謂之神別、天皇皇子之派、謂之皇別、大漢三韓之族、謂之諸蕃、所以別同異序前後、是爲三體也、枝別之宗特立之祖、書曰出自、或古記本系並錄而載、或載古記而漏本系、或載本系而漏古記、書曰同祖之後宗氏、古記雖云遺漏、而立祖不謬、但事涉狐疑、書曰之後、所以辨遠近示親疏、是爲三例也、夫寸璞尺木尙有瑕節、況乎一卷、附皇後生叵知前世、故祖次相變世數頗誤、則不爲大失、討論而裁成、眞人是皇別之上氏也、并集京畿以爲別首、未定是諸氏之未明也、惣爲一卷附諸蕃尾、又有諸姓漏本系而載古記、則抄古記以寫附、本系之與古記、違則據古記以刪定、今案之中證引古記、則雖文駁而不必改、所以存其文取辭達也、京畿之氏大體牢籠諸國之氏、或不必入京畿、臣等奉勅、謹加研精、据撫群言、沙汰金礫、截舊記之煩蕪、採會新之機要、除新系之塗說、撮通古之折中、思所以令文約辭易、冷然示掌、煥乎指南、起自神武、迄乎弘仁、溫故知新、能事粗畢、凡一千一百八十二氏惣爲卅卷、勒成三部、名曰新撰姓氏錄、雖非韋編瓊藥之義、玉板翫好之文、抑亦人倫之樞機、國家之彙牒也、唯京畿未進并諸國且進等類、一時難盡、闕而不究、其諸姓目列於別卷云爾、

別に弘仁六年七月二十日、新撰姓氏錄を上る表あり。萬多親王、及び右大臣藤原園人、參議藤原緒嗣、造東大寺長官阿倍眞勝、尾張守三原弟平、大外記上毛野穎人の署名あり。卷三十の卷末には、治部省少丞石川朝臣國助、同少錄伊豫部年嗣、同越智淨繼、散位寮少屬高志正嗣の外に、大舍人一人、散位三人の名を列ねたり。この書は、仁明天皇の御代改訂せられたるところありて、

續日本後紀に、承和四年六月己巳、散位正六位上八多真人清雄言、姓氏錄所載始祖、錯謬非實、私門之大患也、詔令刊改之、
と見えたり。

編者の中、萬多親王は、桓武天皇の皇子にして、中務卿、太宰帥に任せられ、二品に叙せられ、天長七年、御年四十三にて、薨じ給へり。藤原園人は、中衛大將房前の孫にて、大藏卿楓麻呂の子なり。光仁、桓武、平城、嵯峨の四朝に歴任し、從二位、右大臣に至り、弘仁七年薨す、年六十三。正一位、左大臣を追贈せられたり。藤原緒嗣の事は、日本後紀の條に載せたり。阿部眞勝は、太宰大監三綱の子なり。桓武、平城、嵯峨、淳和の四朝に仕へ、伊豫守、從四位上に至り、天長三年卒去せり。上毛野穎人は、從五位下大川の子なり。桓武、平城、嵯峨の三代に仕へ、東宮學士、從四位下となり、弘仁十二年、五十四にて卒去せり。

この書は、内閣記録課所藏の寫本あり。新撰姓氏錄抄と題して、
奥書に、以吉田前内府御本量校合了、兩方點付之、

建武二年捌月七日

判

天下衆徒之姓氏者、官中古今之肝心之抄也、大内左京兆令一覽給、被寫置之、依彼尊命如此奥書矣、
文明七年乙未十月日
造東大寺次官正四位下左大史小槻宿禰判

とあり。吉田前内府は定房、大内左京兆は義興、小槻宿禰は兼治なり。刊本には、白井宗因の跋文を附

新撰姓氏錄抄

第一快

九京皇別 起自九京息長真人盡撰序

國為奈真人亦三久

息長真人 出自蒼田天皇謚應神皇子

推淳毛二候五之後也

山道と々 息長と々同祖推淳二候親

王之後也日本紀合也

新撰姓氏錄 (藏所庫文閣内)

したる寛文八年の刻本、松下見林の跋文をそへたる同九年の刊本、橋本稻彦の校正したる文政八年の刊本あり。また群書類從にも收めたり。但し松下見林の跋に、「惟憾其所存者、抄書而非完本也、」と記し、平田篤胤の古史徵聞題記には、抄本にあらざるよしを辨じ、伴信友の比古婆衣、及び栗田寛博士の考證には、詳にその抄略したるものなるよしを論じたり。三代

實錄、政事要略、東大寺要錄、坂上系圖、太子傳玉林抄等に引載したるものは、今の本に見えざれば、抄略本の説、是なるが如し。

この書の註釋書は、左の如し。

| | | |
|---------|----|------|
| 姓氏錄註 | 三〇 | 内山眞龍 |
| 姓氏錄集解 | 三〇 | 河村秀根 |
| 新撰姓氏錄考證 | 二〇 | 栗田寛 |
| 姓氏錄神別系考 | 一 | 小野高潔 |
| 姓氏錄捷見 | 二 | 狩谷望之 |

六地 理

國府記 七卷 行基菩薩撰

諸國の國府の事を記したるものか、今傳はらざれば、そのさま詳ならず。この書の事は、

長谷寺縁起に、吾遣唐大使中納言從三位兼行左大辨春宮大夫式部大輔侍從菅原朝臣道眞、忝加寺官

附大安寺○中略爰彌信仰无貳、仍鏡行基菩薩國府記七卷、並流記文三卷、本願聖人上表狀一通、就中尤

衆金去塊、勘出縁起文一首、

と見えたり。

行基菩薩は、和泉大島郡の人にて、本姓高志、天智天皇七年、十五にて出家し、天平十七年、大僧正となり、同二十一年、大菩薩の號を賜はり、同年年八十一にて、菅原寺に示寂したる事、元亨釋書に見えたり。

風土記 記諸土地本縁